

広島県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十五年三月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次高野線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三次市君田町東入君字南原七四五番一地先から 三次市君田町西入君字井手山二五三番二地 先まで	旧	〇	一九・五〇 〽三〇・〇	九四・〇〇	拡幅 県道庄原作木 線と重複
	新	〇	一九・五〇 〽四五・五	九四・〇〇	

一 道路の種類

県道

二 路線名

庄原作木線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三次市君田町西入君字井手山二五三番二地 先から 三次市君田町西入君字井手山二五三番一 地 先まで	旧	〇	一九・五〇 〽三〇・〇	九四・〇〇	拡幅 県道三次高野 線と重複
	新	〇	一九・五〇 〽四五・五	九四・〇〇	